

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 8

令和8年2月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社テイ商事 (法人番号：1011802021116) 代表者 程 国文
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田平河町1番地第三東ビル5F (足立営業所) 東京都足立区花畑6丁目-17-5-302
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 480日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月17日、令和6年7月23日、令和6年8月19日及び令和6年9月13日、定期的な監査を実施。20件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)運送引受書の保存義務違反(運輸規則第7条の2第2項)、(6)勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(7)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(8)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(10)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(11)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(12)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(13)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(14)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(15)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(16)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(17)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(18)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(19)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(20)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 48点 当該事業者の累積点数 48点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	日本リース株式会社（法人番号：6013401002038） 代表者 松原 一正
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都稲城市百村1043-5 (本社営業所) 東京都稲城市百村1043-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月29日及び令和7年9月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社サンシャイン貿易 (法人番号: 9011801019780) 代表者 神林 勇男 神林 叡子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区神明南1-1-1 (本社営業所) 東京都足立区六木3-3-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月11日及び令和7年9月30日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ワンダフル観光 (法人番号: 5290001100229) 代表者 溝口 誠一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市南区若久6-33-14 (千葉営業所) 千葉県成田市川上245-1250-2F
(4) 行政処分等の内容	処分日車数45日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年10月30日及び令和7年11月20日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(5)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和8年2月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	日昭観光バス有限公司 (法人番号: 4030002042851) 代表者 小林 保
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県加須市杓子木516-2 (本社営業所) 埼玉県加須市杓子木516-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月20日及び令和7年12月5日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 24点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	埼玉中央観光バス株式会社 (法人番号: 6030001069852) 代表者 持田 雄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県坂戸市三光町50-13 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林128-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月19日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年2月16日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 中原運送店（代表者：中原 スエ子） 東京都江東区辰巳3-21-16
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	辰巳営業所 東京都江東区辰巳3-21-16
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分305日車
(5) 主な違反事項	定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和6年6月26日及び同年7月19日に監査を実施。10件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 疾病のおそれのある乗務員等の運行業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）</p> <p>(3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）</p> <p>(4) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(5) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(6) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(7) 初任・高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(8) 初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(9) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条第1項）</p> <p>(10) 無車検運行（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項）</p>
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 32点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 32点</p>

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 愛 代表者：平野 雅也 神奈川県川崎市多摩区寺尾台1-24-3
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 神奈川県川崎市多摩区寺尾台1-24-3
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分120日車
(5) 主な違反事項	運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年1月24日に監査を実施。11件の違反が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 疾病のおそれのある乗務員等の運行業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）</li> <li>(2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）</li> <li>(3) 運転者台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）</li> <li>(4) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</li> <li>(5) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条）</li> <li>(6) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）</li> <li>(7) 運行管理者の解任届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条）</li> <li>(8) 事業計画（営業所、自動車車庫及び休憩睡眠施設の新設・廃止）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</li> <li>(9) 事業計画（営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</li> <li>(10) 事業計画事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）</li> <li>(11) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）</li> </ol>
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 42点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 42点</p>